

15地第423号  
平成15年8月29日

東海農政局長 殿

大臣官房地方課長

地方農政局の測量・建設コンサルタント請負契約指名停止等の措置について

このことについては、本日付けで「地方農政局工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」（昭和59年5月1日付け59地第315号農林水産事務次官通達）が廃止されたことに伴い、各地方農政局において工事請負契約指名停止等措置要領を制定するよう通知したところであるが、測量・建設コンサルタント等業務請負契約に係る指名停止等の措置を講じようとするときは、「船舶工事請負契約及び測量・建設コンサルタント等業務請負契約に係る指名停止等の措置について」（平成7年6月12日付け7経第987号大臣官房経理課長通知）により取り扱うとともに、下記の通知については廃止したので通知する。

記

1. 船舶工事請負契約及び測量・建設コンサルタント等業務請負契約に係る指名停止等の措置について（平成7年6月13日付け7地第541号大臣官房地方課長通知）

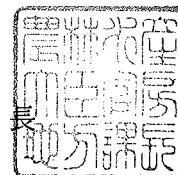




7 地 第 5 4 1 号  
平成 7 年 6 月 1 3 日

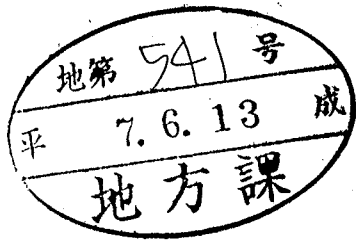
東 海 農 政 局 長 殿

大 臣 官 房 地 方 課



船舶工事請負契約及び測量・建設コンサルタント等業務請負契約  
に係る指名停止等の措置について

このことについて、大臣官房経理課長から別紙（写）のとおり通知があったので、船舶工事請負契約及び測量・建設コンサルタント等業務請負契約に係る指名停止等の措置を講じようとするときは、当分の間、「地方農政局工事請負契約指名停止等措置要領」（昭和59年5月1日付け59地第315号農林水産事務次官通達）を準用して行うものとする。この場合において、「工事」とあるのは、「船舶工事」又は「測量・建設コンサルタント等業務」と読み替えるものとする。



7 経 第 9 8 7 号  
平成 7 年 6 月 1 2 日

大臣官房地方課長 殿

大臣官房経理課長



船舶工事請負契約及び測量・建設コンサルタント等業務請負  
契約に係る指名停止等の措置について

各局庁等又は各機関において、船舶工事請負契約及び測量・建設コンサルタント等業務請負契約に係る指名停止等の措置を講じようとするときは、当分の間、「工事請負契約指名停止等措置要領」を準用して行うものとする。この場合において、「工事」とあるのは、「船舶工事」又は「測量・建設コンサルタント等業務」と読み替えるものとする。

なお、貴管下施設等機関及び地方支分部局の長への通知については、貴職から願います。

